

事 務 連 絡
平成21年11月17日

都道府県労働局

総務部労働保険適用主務課（室）長 殿

（労働保険徴収部事務組合課長）

労働基準部 労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長補佐（業務担当）

中小事業主等の特別加入の申請手続きについて

平成21年11月12日付け事務連絡により、法人の代表者等に対する特別加入の加入勧奨について指示したところであるが、当該事務連絡の中で示した「中小事業主等の特別加入者に係る申請書の受理」の考え方は下記のとおりであるので、事務処理に遺漏のなきよう取り扱われたい。

記

1 申請書の受理について

中小事業主等の特別加入については、労働保険事務組合への委託が必要であるが、統合までの期間も短いことから、平成21年中に提出された申請書については、申請書の「④労働保険事務の処理を委託した年月日」「⑤労働保険事務組合の証明」欄が空欄であっても、労働保険事務組合への委託が予定

されているものであれば、受理を行うこと。

従って、例えば説明会等において特別加入の要件等の説明を十分に行い、その上で加入勧奨対象者から申請書を提出させても差し支えない。

なお、その場合においては、特別加入申請書の「④労働保険事務の処理を委託した年月日」「⑤労働保険事務組合の証明」が空欄であるため、平成21年11月12日付け事務連絡の4の(1)イに拠り、一旦受付印を押印して書類のコピーを取得した上で、当該箇所の記入について説明を行い、原本を返却することとなる。(説明会で提出させた場合は、後日受付印を押印して返却することで可)

2 事務委託の指導について

労働保険事務組合への労働保険事務の処理の委託は、中小事業主等の特別加入者としての法定要件(労災保険法第33条第1号)であるため、上記1により申請書を提出した船舶所有者に対しては、最終的に労働保険事務組合への委託がなされないと承認ができない旨の説明を行った上で、管内の労働保険事務組合名簿を交付する等、早急に労働保険事務組合へ事務委託を行うよう指導を行うこと。

3 特別加入の承認について

平成21年中に労働保険事務組合への委託が行われた上で、不備箇所の修正された申請書が提出されることが望ましいが、年内に事務委託ができなかった船舶所有者についても、平成22年に入り、事務委託が完了して不備箇所の修正された申請書が提出された時点で、上記1の受理日で申請行為が行われたものとして、平成22年1月1日を加入日として承認を行うこと。